

令和4年10月5日

「信用事業における定型約款」の一部改正について（事前のご案内）

令和4年11月29日付で「信用事業における定型約款」を一部改正いたします。
改正内容につきましては、下記のとおりとなります。

記

- ①通帳レス口座利用規定が新たに制定されます。（定型約款に該当）
- ②JAバンクアプリ利用規定を改正し、通帳レス口座機能の事項等が追加されます。
- ③JAサービスID利用規定、Web口座振替受付サービス利用規定、即時口座振替サービス利用規定について、その他所要の改正が行われます。
- ④JAバンクで通帳レス口座の取り扱いを開始することに伴い、記載の見直しが行われます。また、規定の実質的な内容変更を伴わない「目次の削除」（他の規定と統一するもの）も行われます。

（備考）

①②③の具体的な改正日や詳細については、令和4年10月28日（金）以降にJAバンクホームページ内のJAバンクアプリ特設ページ(<https://www.jabank.org/app/>)およびWeb口座振受付・即時口座振案内ページ(https://www.houjinnet.jabank.jp/web_sokujikoufuri/)をご参照ください。

④の詳細については、令和4年10月31日（月）以降にJAバンクホームページをご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

JAふくおか八女 金融共済部 金融課 TEL：0943-23-1165